



子どもはかなり年齢が高くなっていても、自分の気持ちをなかなか上手に言葉にして伝えることができません。また、言葉にならない様々な気持ちを抱えています。だから、親は子どもの態度や行動をよく見守って、言葉にならない言葉を察してあげることが大切です。以下に紹介するのは、親子交流支援者や養育費相談員たちが、支援や相談活動の中で聞いた子どもたちの言葉です。

お母さんの作ったおにぎりはどうしておいしいの?
(5歳・男)

久しぶりに会ったお母さんにやさしい気を使っている男の子です。

お父さん、ちゃんとご飯食べている?
(小5・女)

お母さんの前では言えなかったのですが、お父さんのことを心配していたことを伝えることができました。

毎月1、2回はお母さんと食事しているから淋しくない。これからもずっと会いたい。
(小4・男)



お父さんがずっと養育費を払ってくれているとお母さんから聞いて、見捨てられたのではないと思った。
(中2・男)

父は養育費もきちんと払ってくれた。小さいころから会ってきたので母子家庭であることをあまり意識しなかった。離婚したけど今でも両親には感謝している。
(18歳・女)

養育費等相談支援センターの業務内容

養育費等相談支援センターは、こども家庭庁の委託を受けて、養育費や親子交流に関する当事者からの相談に応じるほか各地の母子家庭等・自立支援センターや市町村の窓口等で受け付けた相談に対する支援、相談員等を対象とする研修の実施などを行っています。

1 養育費・親子交流相談支援事業

● 養育費・親子交流に関する電話・メールによる相談

電話相談 0120-965-419 (携帯電話は使えませんので下記におかけください。)

03-3980-4108 (ご希望により当センターが電話をかけなおしています。)

平日(水曜日を除く) 10:00~20:00 水曜日(祝日を除く) 12:00~22:00

土/祝日 10:00~18:00



チャット形式で質問ができます。

メール相談 info@youikuhi.or.jp (相談員が数日中に回答を送信します。)

迷惑メール拒否設定をされている方は【ドメイン指定受信】に「youikuhi.or.jp」を追加して送信してください。

全国の都道府県や市町村に置かれている母子家庭等就業・自立支援センターでは養育費に関する相談の他、親子交流等の問題も含めて電話相談や面接による相談を行っています。詳しくは養育費等相談支援センターのホームページの「相談機関一覧」をご覧ください。

2 研修事業

全国の母子家庭等就業・自立支援センター等で養育費や親子交流に関する相談を行う方のための研修

3 情報提供事業

ホームページ、ニュースレターなどによる相談員等への情報提供
パンフレット、ポスターなどによる養育費確保、親子交流の取決めのための広報活動

養育費・親子交流

— 離婚後の親と子の絆のために —

お子さんは離れて暮らしているお父さんやお母さんと会っていますか?
お子さんは離れて暮らしているお父さんやお母さんと会っていますか?



こども家庭庁委託事業

養育費等相談支援センター

公益社団法人家庭問題情報センター(FPIC)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋2-29-19 池袋KTビル10階

養育費とは

養育費とは、子どもが経済的・社会的に自立するまでに要する衣食住に必要な経費や教育費、医療費などです。親の養育費支払義務は、親の生活に余力がなくとも自分と同じ水準の生活を保障しなければならない強い義務（生活保持義務）であるとされています。



決めの方法

養育費は、離婚後の子どもの養育のために、父母が離婚する前にきちんと話し合って決めておくことが大切です。離婚する際に取り決めることができなかった場合、子どもを監護養育している親は、離婚後、子どもが経済的・社会的に自立するまでは、子どもと離れて暮らしている親に対していつでも養育費を請求することができます。父母の話合いで決めることができない場合は、家庭裁判所の調停を利用できます。

金額の決め方

養育費は、離婚後の子どもの養育のために、父母が話し合ってお互いに納得する金額を決めることが大切です。養育費の標準的な金額については、裁判官等の研究によって作成された「養育費の算定表」が参考になります。この「算定表」は裁判所や養育費等相談支援センターのホームページ等でも見ることができます。

金額の変更

養育費は、いったん取り決めて、その後、父母の収入が変化したとき、再婚して扶養家族が増えたときなど、「事情の変更」があれば、増額又は減額について双方が話し合って取り決め直すことができます。

親子交流とは

子どもと離れて暮らしているお父さんやお母さんが子どもと定期的又は継続的に会って話をしたり一緒に遊んだりして交流することです。たとえ両親が離婚しても、子どもは父母のどちらからも愛されていると実感できることによって深い安心感と自尊心を育むことができます。



親子交流の方法

親子交流の方法には、父母が話し合って決めた場所に子どもが出かける（連れて行く）方法、子どもと離れて暮らしている親が迎えに来る（訪問する）方法、宿泊を伴う方法などがあります。いずれの場合も、子どもの年齢、健康状態、生活状況等を考慮して無理のないように決めることが大切です。

決めの方法

親子交流を行う際には、子どもが安心して交流できるよう、親子交流の頻度、方法、時間、送り迎えの方法、親同士が守らなければならないルールなどを具体的に決めておくことが大切です。決め内容は、父母が話し合って決めるのが一番ですが、話し合いで決めることができない場合は、家庭裁判所の調停を利用できます。

父母が心がけること

親子交流の際に子どもがのびのびと過ごせるように、子どもの気持ちや日常生活のスケジュール、生活リズムなどを尊重して、会い方や親子交流時の過ごし方を考えましょう。どちらの親も、相手の悪口を言わない、約束を守るなどのルールを守ることが大切です。

養育費・親子交流の手続の流れ

